五. 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令(平成十八年内閣府・総務省令第三号)

第八条 庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 けようとするときは、 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受 認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融

~ 七 (略)

七の二 会社分割を行った後における郵便貯金銀行の会計監査人の

2 (略)

八~十三 履歴書

(略)

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令 で定める処分は、次に掲げる処分とする。

条の二第五項又は第十六条の三第二項の規定による承認 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、 第十三条の二、 第十六

三 • 匹

第十三条 で定める場合は、 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令

次に掲げる場合とする。

(略)

には、 る取締役又は監査役 郵便貯金銀行を代表する取締役、 郵便貯金銀行の常務に従事する取締役! (郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合 郵便貯金銀行の常務に従事す 代表執行役 執行

> 第八条 庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 けようとするときは、 郵便貯金銀行は、法第百十三条第三項の規定による認可を受 認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融

一~七 (略)

(新設

八~十三

(略)

2 (略)

(郵便貯金銀行の届出事項)

第十二条 で定める処分は、次に掲げる処分とする。 法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令

(略)

六条の三第二項の規定による承認 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、 第十三条の二又は第十

三 • 四

第十三条 で定める場合は、 法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令 次に掲げる場合とする。

(略)

三 には、 る取締役又は監査役 郵便貯金銀行を代表する取締役、 代表執行役、 執行役又は

監査委員 (郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合 郵便貯金銀行の常務に従事す (監査委員会の委員をい

	ある場合に限る。)
	の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情が
	査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨
	のとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監
	律第八十六号)第三百三十八条第二項の規定により再任されたも
(新設)	四の四 会計監査人の選退任があった場合(会社法(平成十七年法
	しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)
(新設)	四の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任
	情がある場合に限る。)
	る旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事
	、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとす
(新設)	四の二 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に
就任又は退任があった場合	する場合(次号に該当する場合を除く。)
四 郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、会計参与の	四 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようと
	ない事情がある場合に限る。)
	うとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得
	退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しよ
	号の四において「選退任」という。)があった場合(役員等の選
(新設)	三の二 役員等の選任又は退任(以下この号、第四号の二及び第四
	うとする場合(次号に該当する場合を除く。)
	員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しよ
があった場合	に従事する取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役
う。第二十八条第一項第四号において同じ。))の就任又は退任	役又は監査委員(監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務

五 銀行法第十条第二項に規定する業務の内容の変更をしようと当該施設若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の内容の変更をしようとする場合(次号に該当する場合を除く。) 内容の変更をしようとする場合(次号に該当する場合を除く。) しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置のしくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置のしくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置のしくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置のしくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の大学の変更をしようと

六・七 (略)

する場合

て同じ。)以外の外国の会社を子会社としようとする場合(同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号におい八の二 銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社

九~十一 (略)

ととなった場合 権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有するこ十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決

内容の変更をしようとする場合 変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務のの全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。)

(新設)

六・七 (略)

。)を子会社とした場合とについて同号の届出をしなければならないとされるものを除くの会社(法第百二十条第一項第二号の規定により子会社とするこハ 銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他

(新設)

九~十一(略)

七条の二第十一項に規定する事業再生会社(銀行法第十六条の二超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第十十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を

なった場合決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなく第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。)の議

十四~二十 (略)

会の決議により自己の株式を取得しようとする場合十九号において同じ。)の規定による株主総会の決議又は取締役規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項第一十一 会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の

二十二~二十五 (略)

2~4 (略)

6 (略

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認

準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を

十四~二十 (略)

しようとする場合 (同法第百六十五条第三項 の規定により自己の株式を取得合を含む。第二十八条第一項第十九号において同じ。)の規定に合を含む。第二十八条第三項 の規定により読み替えて適用する場二十一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第百五十六条第一項

二十二~二十五 (略)

2~4 (略)

当しないものとみなす。
いては、同号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該六条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有につ5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十

6 (略)

(郵便保険会社の合併の認可の申請)

可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し 第二十三条 郵便保険会社は、法第百四十一条第五項の規定による認

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

(略)

八の二 合併後の郵便保険会社の会計監査人の履歴書

九~十二

2 (略

(郵便保険会社の会社分割の認可の申請)

第 可を受けようとするときは、 て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。 一十四条 郵便保険会社は、 認可申請書に次に掲げる書類を添付し 法第百四十一条第七項の規定による認

\ \ (略)

十の二 会社分割を行った後における郵便保険会社の会計監査人の

履歴書

十一~十五 (略

2 (略)

第二十八条 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務

次に掲げる場合とする。

<u>\</u>= (略) 省令で定める場合は、

四 には、 役又は監査委員 る取締役又は監査役 郵便保険会社を代表する取締役、 郵便保険会社の常務に従事する取締役、 (監査委員会の委員をいい (郵便保険会社が委員会設置会社である場合 郵便保険会社の常務に従事す 郵便保険会社の常務 代表執行役、 執行

て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一~八 (略)

(新設)

九~十二 (略)

(略)

2

第一 可を受けようとするときは、 一十四条 (郵便保険会社の会社分割の認可の申請) 郵便保険会社は、 認可申請書に次に掲げる書類を添付 法第百四十一条第七項の規定による認

一 ~ 十 (略) て金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

(新設)

略

十一~十五

2

(略)

第二十八条 省令で定める場合は、 法第百四十九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務 次に掲げる場合とする。

(略)

四 た場合 る取締役又は監査役 には、代表執行役、 郵便保険会社を代表する取締役、 執行役又は監査委員) (郵便保険会社が委員会設置会社である場合 郵便保険会社の常務に従事す の就任又は退任があ

の会社(法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とする	しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に
六 保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他	六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若
	とについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)
	会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないこ
	計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は
	第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会
(新設)	五の二 会計監査人の選退任があった場合(会社法第三百三十八条
就任又は退任があった場合	うとする場合(次号に該当する場合を除く。)
五 郵便保険会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の	五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しよ
	情がある場合に限る。)
	る旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事
	、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとす
(新設)	四の四 会計参与の選退任があった場合(会計参与の選退任の前に
	うとする場合(次号に該当する場合を除く。)
(新設)	四の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよ
	ない事情がある場合に限る。)
	うとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得
	退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しよ
	号の二において「選退任」という。)があった場合(役員等の選
(新設)	四の二 役員等の選任又は退任(以下この号、第四号の四及び第五
	うとする場合(次号に該当する場合を除く。)
	員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しよ
	に従事する取締役を除く。)。以下この号及び次号において「役

2~6 (略)	七~二十一(略)	いとされるものを除く。)を子会社とした場合	により子会社とすることについて同号の届出をしなければならな	掲げる事由により他の会社(法第百四十九条第一項第二号の規定
2~6 (略)	七~二十一 (略)		く。)を子会社とした場合	ことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除